

成年後見制度に関する普及啓発を目的に 「権利擁護講演会」を開催しました

令和元年7月19日（金）、笠間市地域交流センター「トモア」にて、水戸市社会福祉協議会と笠間市が共催で、成年後見制度の普及啓発を目的とした「権利擁護講演会」を開催しました。地域住民の方や、民生委員の方々等69名が参加し、エンディングノートを用いた、成年後見制度、相続法改正をテーマとした講演がありました。

■講演「自分が望む、介護・財産管理・相続のためのエンディングノート活用術」 ～成年後見制度まで見据えた生活設計をしよう～

講師：宮田 久雄 ファイナンシャルプランナー（宮田FP事務所）

〈成年後見制度について〉

「成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度がある（答え：○）」、「多少なら投資などリスクを伴う運用することは許されている（答え：×）」など、クイズ形式で成年後見制度についてのご講演。また、エンディングノートの活用術では、自身が認知症などにより、物事を判断する能力が十分でなくなった場合に備え、財産の管理等をお願いしたい人と任意後見契約や、財産管理契約の検討をすることが必要とのお話がありました。



【講演の様子】

〈エンディングノートと相続について〉

エンディングノートは、自分に何かあったときのために、希望したいこと（治療やお墓等）や所有している財産等を書き残しておけるノートです。そのため、親族や後見人等が、記入者がどのような希望を持っていたのか、どのような財産を持っていたのかを把握できるノートでもあります。特に本人の希望や趣向等は、親族や後見人が意思決定支援を行う際の判断材料になると考えられます。

また、相続問題では、「1,000万円以下の財産を相続するケース」でのトラブルが、約33パーセントとなっており、家族へメッセージを残しておくことでトラブルに発展せずに済むと考えられます。他界後に「家族思いの人であった」と振り返ってもらえるようにするために、家族へメッセージを書き残しておくことが大切であるとのお話がありました。

今回の学習会は、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターと、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が協力して、地域で生活する方の権利擁護事業として進めている「成年後見支援事業」の取り組みの1つとして実施しました。